長与町農業委員会会議録

平成２７年３月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関連する部分については、内容を○又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２７年３月農業委員会総会

１．日時　　平成２７年３月２５日（水）午前９時３０分～１１時１０分

２．場所　　長与町役場２階第１会議室

３．出席委員（１６名）

会長	１番　田中　稔		
職務代理者	２番　辻　末男		
委員	３番　山口　益子	４番　入江　武則	５番　白﨑　純範
	６番　河内　秀治	７番　井上　良信	８番　柳原　厚志
	９番　山本　純博	１０番　山﨑　昌美	１１番　柿本　正博
	１２番　柿本　香代	１３番　上杉　司	１４番　浅井　春千代
	１５番　松尾　義徳	１６番　柿本　尚文	

４．欠席委員（０名）

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名

第２　　第１号議案　相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第２号議案　農用地利用集積計画について

第３号議案　長与町農地基本台帳点検等実施規程の改正について

第３　　第１号報告　農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出について

第２号報告　農地用第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

第３号報告　非農地証明交付願報告

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　松本　廣
農地・農政係長　　田中　廣幸
農地・農政係主事　中山　高宏

事務局　おはようございます。始めさせていただく前に、総会規則について先に申し上げます。長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する、全員出席であることをご報告いたします。では、会長の方に議長並びに議事等の進行も併せてよろしくお願いいたします。

議　長　おはようございます。大変良い天気の中に、皆様ご出席いただきまして、ありがとうございます。前回、私からお願いをしていました、農業者年金について、各委員さん方は１人につき１件というようなことを申し上げていましたけれど、恐らく回っていただいたものと思っております。今日は年度末でございますので、回った実績を事務局に報告してください。

本日は案件が非常に多いようです。なるべく時間を無駄にしないように進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。以上で簡単ですけど、挨拶を終わります。

それでは、平成２７年３月の農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに日程第１の長与町農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員２名を指名させていただきます。６番河内委員さん、７番井上委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に日程第２、本日の案件は第１号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてが２件、第２号議案、農用地利用集積計画が５件、第３号議案、長与町農地基本台帳点検等実施規程の改正、最後に報告事項が５件となっております。

また、先月、初めての試みとして、地域での活動を何か考えてはと申し上げたところ、いくつか挙げていただいておりますので、後ほど、事務局から報告をいたしますが、この件につきましては私が先月、責任を持ってお借りしに行ったわけですが、場所としては最高の場所であったのですが、本人様の意向で、国道端に防風林が植えてありまして、この防風林を切らないなら貸してあげましょうということでした。防風林を切らないと良く見えませんので、これはもう没かな、ということで私は本人さんに申し上げておきました。はっきり借りませんよということは、今日帰ってからしようと思っておりますので、皆さん、この件につきましては理解をしてください。どこか良いところがあったら、皆さん方からご意見を聞きたいと思っております。

それでは議案審議に入ります。日程第２、第１号議案　相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局から説明を受けますが、同じ証明になりますので、１件目、２件目続けて事務局から説明をお願いします。この案件につきましては、多分委員さん方初めてかと思いますので、事務局は分かりやすく説明をしてください。

事務局　はい、議案書の１ページをお開き下さい。第１号議案　相続税の納税猶予に関する適格者証明について、上記議案を提出いたします。平成２７年３月２５日、長与町農業委員会会長、田中稔。提案理由といたしましては、租税特別措置法第７０条の６第１項の規定の適用を受けるため、農業相続人より、適格者証明書の交付を求められておりますので、提案をするということでございます。

２ページの方をお開きください。今回、証明書の発行を求められている方は、現在農業に従事されております、農地等の相続人で、（氏名）さんです。１、被相続人、長与町嬉里郷（地番)、（氏名）さん、この方は相続人のお父さんでございます。　相続開始年月日、平成２６年○月○日、この期日は（被相続人）さんが亡くなられた死亡年月日となります。この日から、適格者としての効力の発生ということで、この日が書かれているということです。被相続人の農地所有面積は、４，０８０.８８㎡です。

２、農地等の相続人、申請者の相続人が、引き続き当該農地で農業を営むために、表題の通り納税の猶予を求めるものでございます。３ページをご覧下さい。納税猶予申請の筆毎の明細です。ご覧の通りですので、朗読を省略いたします。なお、相続による所有権の移転は既に終わっている状況でございます。というのは、後で申し上げますけれども、相続をしていないことには、他の方がいらっしゃれば、色々と土地が分かれて一人のものにはならないということで、この適格者証明を出す折には、先に相続をしておくと。ということは所有者の名前が変わっているということが大前提になります。

続けて、２件目を申し上げますので、４ページをお開きください。同じく証明書の発行を求められている方は、同じく農業に従事をされています、農地等の相続人で、（氏名）さんです。１、被相続人、長与町嬉里郷（地番)、（氏名）さん。この方も相続人のお父さんです。開始年月日、平成２６年○月○日。これも同様に、（被相続人）さんの死亡年月日ということになります。被相続人の農地所有面積は、９，１２９㎡です。また、面積の下の分類という所がありますけども、ここで特定貸付という項目に丸をつけております。これは先程の（１件目申請者）さんの場合はありませんでしたが、（２件目申請者）さんは、５ページをご覧下さい。番号１３番ですが、この農地ですね、毎月の利用集積で決定をしていただいているものがございます。農業経営基盤強化促進法の利用集積ですね。これで、現在貸付を行っている農地を示しているということでございます。ということは、貸付していても、所有権と貸借の関係は別問題です。これは問題無いということになります。

４ページの方に戻っていただいて、（１）の農地等の相続人、１件目と同様に、申請者の相続人が、引き続き当該農地で農業を営むようです。過去からずっと、農業者であるということになります。その為に、猶予を受けるということでございます。５ページですが、先程と同様に、筆毎の説明は省略させていただきます。

それと同じく、先程も言いましたように、その方も相続は全て終わっているということです。通常は農地の現況確認をするわけですけども、今回、２件とも申出があった農地につきましては、昨年、９月から始まって１１月までしていただいた、町内全域の利用状況調査結果、それと、農地台帳の内容についても確認をさせていただいております。遊休農地は納税猶予の対象外ということで、現在耕作されている農地に限定して、適格者証明の申請をされている前提で、２件の申請はなされています。

また、この証明書は税務署に提出いたします。ですから今回の議案として総会に諮りまして、承認を得ることになっておりますので、専決では無く、議案としていることをご理解下さい。また、もう少し詳しく、詳細についてご説明いたします。事務局の田中係長が説明いたしますので、よろしくお願いします。

事務局　　では、相続税納税猶予の制度についてご説明をいたします。この特例は、相続人が農業を営んでいるか、被相続人から農地等を相続し、農業を継続する場合に限り、本来の税額の内、農業投資価格を超える部分に対する相続税の納付を猶予する制度となっております。この農業投資価格とは、課税する際の財産評価基準の一つで、各地方の国税局で定めている価格となっております。長崎県では、福岡国税局の管轄となりますので、そこで定めている金額となり、長崎県では１０アール当たり、田が５５万、畑が３２万となっております。つまり、納めるべき税額が元々あるのですが、それから、先ほど申しました、農業投資価格、これを引いた額、その額が納税猶予の対象額となります。

農地の相続には相続に伴う、農地の細分化という大きな問題があります。納税猶予は、税負担の軽減や農業経営の若返りや零細化防止に大きな役割を果たしております。農業を営む場合に、先程もお話しましたが、特定貸付を行っている農地としての利用が確保される場合には、その納税が猶予されることとなっております。

相続税納税猶予受けるための要件としまして、被相続人の要件は、死亡の日まで農業を営んでいたこと。相続人の要件は、相続税の申告期限までに、農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うこととなっております。対象となる農地の要件は、被相続人が死亡の日まで、自ら農業の用にしていて、今後も耕作を続ける農地となっております。

申告に当たっての要件は、被相続人が亡くなって１０カ月以内に税務署に申告を行うこととなっております。その申告に当たりまして、先程の相続税の納税猶予に関する適格者証明書に、農業委員会として証明を行い、それをもって、申告を行うこととなっております。

ちなみに、この対象農地につきましては、市街化区域内外を問わず、実際に営農を行っている所、ということになっております。市街化区域外の農地につきましては、農地を貸し付けても、納税猶予は継続となっております。相続人の死亡により、猶予税額は免除となり、将来に渡って営農を続けていただくということになります。

また、市街化区域内農地につきましては、２０年間自ら営農を行うことで、猶予税額は免除となります。また、納税猶予の特例を受けた後、３年毎に、引き続き営農を行っているかという届出書を出していただくことになっております。それによって、営農を続けているという証明を行うことになっております。以上です。

議　長　　只今、事務局より詳しく説明をしていただいたわけですが、委員さん方から、何かご質問やお聞きしたい点があれば、何でも結構です。初めての件ですので、よろしくお願いいたします。

１０番　　はい、１０番の山﨑ですけれども、この証明書を貰ったら、２０年間、売却は出来ないのですか。

事務局　　所有権の移転につきましては、それを他の方に渡すことによって、特例が受けられなくなるということになりますので、その売却の際に税金が発生します。また、利子税も、その時

の額にかかってきます。

１０番　　それでは、これを出した以上は、売却は無理だと解釈してよろしいですね。

事務局　　ですから、お２人の方が、自身が所有する農地を全て、この納税猶予制度の対象としたというわけではありません、と言いますのは、耕作していない遊休地というのも、あると思います。それを外して、今営農している農地について、証明願いを出したということですから、相続を受けた農地は全て、この対象として申請しなければならないということではありません。その時点ではきちんと計画を立てなければ、売却等の可能性があるな、という所については、外しておかないと、そういうことが出てくる恐れがあります。耕作していることが確認できても、突然耕作が無理だというような場合もありますね。当然それも一つの問題となりますから、調査の時点で、税金の支払いの際に、延滞金が付いて、払わなければいけないということになりますから、一生涯出来るという前提の中で、こういう証明書を出さないと、ご本人さん達が困ることになります。そういうことを考えながら、この証明願を出していただきたいと思います。町内では、あまり件数はありません。数件だと思います。そして、調査につきましては３年毎ですけども、農業委員会、あるいは事務局が現場に出向き、３年毎の調査をいたします。ですから、税務署の代わりに事務を代わって行うということが私たちの立場になります。

１６番　　１６番柿本です。今の山﨑委員さんのご発言に関連しますが、贈与税の場合は、生前一括贈与を受けた場合、２０％以内の譲渡であったり、処分した場合であれば、利子と、その税金の分を返せば良いのですが、２０％以上処分した場合には、免除された税金を全額支払うことになっているのですが、相続税についても同じ制度になっているのではないのでしょうか。先程言われたように、この制度は、農地の細分化防止と後継者の若返りということで、恩典は与えますけれども、その代わり処分は出来ませんよという制度だと思うんですよね。

相続税の猶予ということは、市街化区域内の評価が高くて、相続税の基礎控除の範囲内以上になるという可能性がある土地については、この増税を猶予しましょうという考えではないのでしょうか。

議　長　　事務局は今、柿本委員さんからお尋ねがあった件については、最初田中係長が説明した中では、この相続税の納税猶予の特例についての２０％のことについては、説明が無かったんですね。そこの所、柿本さんの質問に対してご回答お願いします。今すぐわからなければ、調べて貰って後で回答でも結構です。

【事務局より、調べた上で回答したいとの発言あり】

事務局　それでは、この問題について事務局に調べていただく間、協議会として、皆さんに自由な意見を出していただくようにしたいと思います。

【協議会終了】

議　長　協議会を元に戻します。

事務局　先程のご質問に対しまして、説明いたします。先程の納税猶予に伴う、期限の免除についてですけれども、その中には全部確定と一部確定というものがありまして、全部確定の場合は、農業経営を廃止した場合は、全部税金がかかってくるということになります。また、３年毎の継続の届出書が無い場合、それにつきましても、税金の納税猶予の適用が受けられなくなるということになります。また、一部確定ということで、特例の農地等が２割以下で、転用等や他の方に渡したりした場合は、一部適用ということで、その分の税金と、またその期間まで適用を受けた時から、渡した時までの利子税ですね、それがかかるということになっております。以上です。

議　長　今の説明で、皆さんよろしいですか。

８　番　８番柳原です。相続税の基礎控除はいくら位まで控除されるのでしたかね。

事務局　相続税額の計算式に関しましては、遺産総額、それに３年以内の贈与財産等を足しまして、それから債務と葬式費用等を引きましたら、課税価格の合計額となります。その課税価格の合計額から基礎控除額、これは、今、手元にある資料では、５，０００万プラス、１，０００万×法定相続人数それを引いた額が、課税遺産総額となります。その課税遺産総額に、民法上の相続分×税率、これが法定相続税額となります。これは各相続人毎に計算がされます。
それで全員の法定相続税額の合計額に、各相続人の相続税額÷課税相続額を掛けますと、各相続人の相続税額が出ます。

事務局　只今の発言を一部訂正します。今は、相続税額の基礎控除額、これが３，０００万プラス６００万円×法定相続人の数に変わっております、２７年１月１日以降に、相続を受けた分について、変わったようです。

議　長　　そういう事で今の説明でよろしいですか。

８　番　　はい。

議　長　　柿本委員は、細部に渡っては、再び事務局に説明をしていただくようにして、先に進めたいと思います。委員さん方から何かご質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　無かったら、これでご意見ご質問並びに審議を終了いたしますが、よろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　では、事務局の説明通り、２件とも許可することにご異議はありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、申請者に対し証明書の発行を許可することに決定いたします。

次に第２号議案、農用地利用集積計画に移りますが、利用権の設定を受ける１件目から３件目までの農地が、同じ委員の担当地区となっておりますので、続けて説明をしてください。

事務局　　はい。第２号議案、農用地利用集積計画についての１ページ目をお開きください。このページを朗読いたします。第２号議案、農用地利用集積計画について、上記議案を提出いたします。平成２７年３月２５日、長与町農業委員会会長、田中稔。提案理由といたしまして、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づき、農用地利用集積計画の議決を求められたので提案する。いつもの通り、次の２ページ、３ページの、規定内容、筆別の集計表は割愛をさせていただきます。

では、利用権設定の説明に入りますが、３件の貸借内容から先に説明させていただいて、その後、場所の説明といたします。５ページをご覧ください。利用権設定の説明をいたします。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町吉無田郷（地番）。

利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町平木場郷（地番）、畑、面積は７４４㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、具体的な作物は野菜です。平成２７年４月１日から３２年３月３１日までの５年間、これは新規になります。

２件目です。７ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町吉無田郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町平木場郷（地番）、畑、面積は９１６㎡の内、２００㎡です。利用権の種類は、同じく使用貸借権で、具体的な作物も同じく野菜です。平成２７年４月１日から３２年３月３１日までの５年間。これも同様に新規になります。

３件目です。１０ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町平木場郷字眉平（地番）、畑、面積は１，３０８㎡。２筆目は平木場郷（地番）、畑、面積は６７９㎡。２筆とも利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物はみかんとなっております。平成２７年４月１日から４７年３月３１日までの２０年間、利用権設定の場合、期間は最長２０年と大体、決められている状況でございます、期間が満了すれば、また更新を行うことになるようですけれども。これも新規になります。

それでは、土地の場所を説明いたします。９ページに戻って下さい。一件目の方からです。平木場郷の○○橋を渡りまして、（施設名）をご存じかと思いますが、それを左に見まして、枝分かれしたカーブの方をさらに進んだ場所になりますが、この地図では赤色の斜線、（申請地番）です、○○橋からの距離は、１．５㎞程になります。

次に２件目、同じ９ページですけれども、見ての通り、１件目の土地に囲まれた、青色で表示した場所になります。

次に３件目の場所になります。１２ページをお開きください。同じく○○橋からですが、今回は橋を渡らずに、真っ直ぐ進みますと、途中から紫色のその他の道路をさらに進んだ場所です。赤色斜線の１筆目の（申請地番）です。距離にして、これも○○橋から１．１キロ程の距離になります。２筆目はその手前になります。町道と、紫色のその他の道路の境目の右側になる（申請地番）です。同じく、これも距離にして、○○橋から９００ｍ程になります。以上で３件の説明を終わります。よろしくお願いします。

議　長　　只今、３件の説明が終わりましたけれど、地区担当委員さんから補足説明がありましたらよろしくお願いします。

２　番　　はい、２番辻です。まず５ページの１件目からですけれども、（貸し主）さんですね、この方はお父さんが亡くなられて１０年位経っていますが、お母さんが農業を１人で一時的にはされておりましたけれど、息子さんの（貸し主）さんは勤めであられましたので、荒地になっていました。そして、長与にオリーブが流行ってきて、２、３年後にこの付近一帯にオリーブが植えられまして、（借り主）さんもオリーブを一緒に作っているようです。そして、

農作業では、お父さんはオリーブの仕事をして、お母さんはその間に野菜を作って管理されております。そのような状態が続いているようですが、ここの近くに空き地がありますので、これを借りて野菜を作りたいということで、今回の申し出になっております。

それから、７ページですね、（２件目貸し主）さんですが、前ページの（１件目貸し主）さんの畑に、（２件目貸し主）さんの畑が入り込んでいます。そしてこの辺りは一帯、イノシシが多いものですから、（１・２件目借り主）さんが（２件目貸し主）さんの分も借りて、イノシシの柵を真っ直ぐにしたいということで、今回の申出が出ているようです。オリーブ等一生懸命管理されておりますので、野菜もきちんと管理するのではないかなと思います。

それから、１０ページですけれども、この（３件目貸し主）さん、この方はもう９０歳近くです。この方には６０歳位の息子さんがいますが、昨年の稲の脱穀の際に、ちょっと体を悪くされまして、稲の脱穀は親類に手伝って貰ってやっていたようです。血圧が高くなってふらふらするという話だったのですが、最近聞いてみますと、腰も悪くされているということで、今はもう殆ど散歩等もされずに、家の中にいるのではないかなと思います。また、この方には、奥さんがおりませんので、跡取りも出来ないということで、期間が２０年と長く設定されていますが、やむを得ないのではないかと思います。

それから借主の（氏名）さんは、平木場では１番若い後継者の方ですが、あまり手広く借りて耕作しても、ちょっと心配なところがありますが、今は一生懸命頑張っておられます。また、昨年ここは、みかんは収穫されておりません。それでも木はしっかりしておりますから、十分管理をしていただければ、良いみかんが採れるのではないかな、と思っていますので、よろしくお願いいたします。

議　長　　只今、説明が終わりましたけど、委員さん方から何かお尋ねはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　ご意見、質問が無ければ、これで審議を終了したいと思いますけれどもよろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　説明があった３件の利用権設定については、許可することにご異議はありませんか。

【異議無しの声有り】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定いたします。

次の４件目の利用権設定は、柳原委員が利用権の設定を受ける側でありますので、以前もご説明いたしました通り、農業委員会法第２４条の議事参与の制限に該当いたしますので、一旦退席をお願いいたします。

【柳原委員退席】

議　長　　それでは事務局から説明をお願いいたします。

事務局　　はい。１３ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町吉無田郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町三根郷（地番）、田、面積は１，５０３㎡。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物は水稲です。平成２７年４月１日から３２年３月３１日までの５年間。年間借賃の支払方法は現物支給で、米９０㎏となっております。これは継続になります。

１５ページをお開きください。土地の所在地を説明いたします。○○バス停から、○○橋ではなく、手前の小さな方の、○○橋、そこを渡って右側に進んだ場所です。赤色の斜線の所になります。バス停からは大体２６０m位の距離になります。以上です、よろしくお願いします。

議　長　　只今の説明に関連して、地区担当委員さんから補足説明はありませんか。

７　番　　７番井上です。新規ではなくて、もう７年程作られているということで、田んぼも良く管理されているので、問題無いと思います。よろしくお願いします。

議　長　　ありがとうございます。皆さん方から何か質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　何も無かったら、この利用権設定についても問題は無いようですので、許可することにご異議はありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定いたします。柳原委員の入室を、事務局から伝えてください。

【柳原委員入室】

議　長　　申請については、許可されたことを柳原委員に報告します。
次に５件目の利用権設定についての説明をお願いいたします。

事務局　　はい、１６ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町斉藤郷（地番）、田、面積は１，５１１㎡。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物は水稲です。平成２７年４月１日から３２年３月３１日までの５年間。年間の支払方法は現物支給で、米１２０㎏となっております。以前からの継続になります。
１８ページの方をお開きください。土地の所在地を説明いたします。斉藤郷の〇〇地区になりますけれども、川沿いから入った公民館、この〇〇公民館の横を通りまして、圃場整備内の場所で、これも同じく、赤色の斜線で表示している所になります。この黄色で塗っている国道になりますけれども、国道の入り口からは、約２３０ｍ程の距離になります。以上です。よろしくお願いします。

議　長　　只今の説明に関して、地区担当委員さんから、何か説明はありませんか。

５　番　　５番です。この件につきましては、継続となっておりますし、別段問題は無いと思います。

議　長　　説明が終わりましたが、皆さん方からご意見ご質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　何も無いようですので、質問並びに審議を終了いたします。同じく利用権設定についても

問題は無いようですが、許可することにご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しのことですので、許可することに決定をいたします。
次に第３号議案、長与町農地基本台帳点検実施規程の改正について、説明をお願いします。

事務局　　はい、平成２１年度から様々に法律等が変わっております。その中の一つとして、改正がございますので、それについて事務局の担当からご説明をさせていただきます。

事務局　　本日お渡ししております、資料１も併せてご覧ください。本年の４月から施行される改正農地法により、農業委員会は、農地台帳及び農地地図の作成、整備とともに、これを公表していく事務が新たに位置づけられましたとあります。今までも農地台帳というのは整備をしていたのですが、それを広くインターネット上で公表しなさいということが法定化で義務づけられたということになります。それに伴いまして、農地の情報を、広く公表するために、農地台帳の点検等の実施の規程を一部追加するという内容になります。
追加する項目につきましては、赤字で記載しておりますけれども、実際に記載内容を公表するにあたっては、今までの窓口での公表に加えて、インターネットでも公表するということを、新たに規程に追加をされたものについてですが、第３号議案の点検実施規程をご覧ください。赤字が今回、追加内容としているものです。第１条におきましては、記録内容の公表をするという内容を追加しております。第３条につきましては、農地法の３２条、３３条に係る利用意向調査というものを追加しております。
この、農地法第３２、３３条に基づく利用意向調査というのは以前から要綱の範囲で、調査をしなさいという国や県の指導がありまして、やってきたところでしたが、これが法定化をされるようになりました。昨年の１２月に、国から農家台帳システムについての補助金をいただいて、その分の改修等を行ったところです。何故そのようにするかということですが、今申し上げた通り、公表するということですが、皆さんもご存じの全国農業会議所が、国の委託を受けまして、全国の各市町村の個人情報を除いた農地のデータを一括して見ることが出来るようにするというものです。どこにこの農地がありますよ、どういった耕作状況ですよということについて、公表したものを閲覧出来るようになります。そのために、法改正があってこのような規程が設けられたということです。
また、稼働は４月からとなっておりますけど、今、様々な所の情報を各市町が整理している状況です。長与町についても、町内の１筆ずつの状況を整理している状況にありますが、他市町村によっては、そこまでの表示が出来ないということもありえるということですから、それも最終的に閲覧されるという方達が見やすいようにするという目的で今現在、様々な所で情報の提供等を行っておりますので、４月１日からとなっていますけれども、実際に

はもう少し時間がかかるのではないかなと思っております。

先程の規程の第８条から第１６条につきましては、今回の公表にあたる内容を記載しております。新たに追加されました、別記様式第１号から、別記様式第３号ですね。こちらが、農地台帳の閲覧請求書です、農地記録事項要約書交付請求書。次の第２号が閲覧用農地台帳、第３号が、農地台帳記録事項要約書ということで、これが、今現在、事務局にあるシステムから発行されるということになります。それと、３ページの第１６条、赤字の所ですけれども、農地中間管理機構への農地台帳記録事項の提供ですが、これも、ご承知の通り、機構が利用するために提供するものとなっております。

以上が概略説明でしたけれども、予定では２７年の４月１日から、パソコンとインターネットで閲覧可能にするための準備をしているということです。ですから再度申し上げますが、時間等はかかりますけれども、そのような方向で今進んでいるという状況でございます。以上の作業を踏まえ、規程の一部改正を行っております。以上で、説明は終わります。

議　長　　只今、３号議案について説明が終わりましたが、皆さん方から質問等ございませんか。

１５番　　１５番松尾です。インターネットで公表するということですけれども、例えば地番の一番が野菜畑です、とはなると思うのですが、個人名も出てくるのですか。

事務局　　個人名は出ません。

１５番　　畑なら、野菜を作っていますよ、という所までは出るんですか。

事務局　　具体的な作物については、非公開のようです。

公表のためのデータですが、元々、課税部門が固定資産の台帳を持っていますが、それを、農業委員会が主管課よりデータの提供を受けるということで、行っているわけです。例えばこの案件の中で、利用集積の地積図がございますね。それも外部よりデータを貰って、皆様への場所の説明に使用しているのですが、そういった者がたくさんございます。もちろん詳細な情報もあります。

それとは別に、町の農家台帳システムには、この方がどのような作物を作っているかなど、様々な情報があります。例えば利用集積をしているとか、家族構成とか、機械を持っているかどうか等様々なデータがあります。それをどこまでインターネットで公表するかということは、各市町の考えもございますし、先に言いました、外部の考えもありますので、それを全部一括して公表というふうになれば、長与町はここまでするけども、他の市町村はここまでしか出来ないということはですね、おかしくなりますので、それ統一していく流れになっております。今現在それを、全国農業会議所を中心として、各市町村から情報提供を求めて、

公表のための作業の最中です。そういうことで、４月１日から、公表の予定とはなっております。

議　長　　はい、他にありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　何もお尋ねしたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　何も無いようでしたら、これでご意見、質問並びに審議を終了いたしますが、よろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　この３号議案も、議案として提出されていますので、賛否を採ることになります。説明のあった通り承認することにご異議はありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、承認することに決定いたします。
議案が終わったところですが、続けて日程第３の報告事項に移ります。事務局から報告をお願いいたします。

事務局　　今回の報告事項は、農地法の第４条の届出が１件、同じく５条の届出が２件、それと非農地証明が２件です。別紙の１ページをお開き下さい。申し上げます。農地転用専決処分報告書、農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出書です。１、当事者の氏名、住所、職業です。申請者は、（氏名）さん、長崎市樺島町（地番）。職業は医師。２、土地の所在等、長与町三根郷（地番）、地目、台帳は畑、現況は不耕作地です。面積は２２８㎡の内４８㎡

です。３、転用計画、４８㎡の部分を砂利敷きにして、農作業用の２台分の駐車場にするための転用です。残りの１８０㎡は、この転用の機会に、農地として再生されることになっております。申請日は平成２７年３月１０日。専決処分の日は、平成２７年３月１７日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２７年３月２５日、長与町農業委員会事務局長、松本廣。

土地の所在地を説明いたします、２ページをお開きください。三根郷の（施設名）はご存知だと思いますけれども、そこのバス停から３５ｍ程戻った道路に面した右側になります。丁度この農地の隣に（施設名）の建物がございます。以上です。よろしくお願いします。

議　長　　委員さん方から何かお尋ねしたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　何も無ければ、続けて報告をお願いいたします。

事務局　　はい。３ページをご覧ください。同じく、農地転用専決処分報告書です。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書です。１、当事者の氏名、住所、職業、申請者は、譲渡人が（氏名）さん、福岡県北九州市八幡西区（地番）、会社員。譲受人が（氏名）さん、長与町高田郷（地番）、無職。２、土地の所在等、長与町高田郷（地番）。地目、台帳地目は畑、現況地目は不耕作地、面積は１００㎡です。３、転用計画、駐車場としての利用と、残りは傾斜地で、細長く分筆しても、農地としての利用は不可能でございますので、現状で、道路法面となります。申請日は平成２７年２月１８日。専決処分の日は平成２７年２月２７日。以下は省略いたします。

土地の所在地を説明します。４ページをお開き下さい。〇〇橋を渡りまして、（施設名）を通って、突き当たりから高田方面に向かいますと、１つ目の信号機がございます。その信号機の直ぐ先から、左手に登っていったカーブの所、それとその手前一帯に赤く斜線で示している所、丁度表には（店舗名）、それと（店舗名）の工場がございます。以上です。よろしくお願いします。

議　長　　皆様から何かお尋ねしたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　何も無かったら、次の報告をお願いします。

事務局　　はい、５ページをご覧下さい。同じく５条の２件目です。１、当事者の指名、住所、職業、申請者は譲渡人が（氏名）さん。長与町高田郷（地番)、町議会議員。譲受人が株式会社（会社名）代表取締役、(氏名）さん。福岡県福岡市博多区（地番)、職業は不動産業です。２、土地の所在等、ヴューテラス長与北陽台（街区番号)、２４４㎡と、(街区番号）の４５㎡、合計２８９㎡です。３、転用計画、宅地造成のみですので、建築物等はございません。申請日は平成２７年３月１３日、専決処分の日は、平成２７年３月１７日、以下は省略いたします。

６ページをお開きください。土地の所在地です。いつもの通り、計画図で申し訳ございません。少々説明しにくい所ですが、役場から見える、今工事が行われている、川向かいの道路から上っていったということで、見ていただければと思うんですけれども、団地の一番奥ですね、ここの（街区番号）と仮地番が書いてある所ですけれども、ここが丁度、(既存施設名）になります。この丁度上部に位置しています。以上です。よろしくお願いします。

議　長　　はい、ありがとうございます。何か委員さん方からお尋ねしたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　では次の報告をお願いします。

事務局　　はい、７ページをご覧ください。今度は非農地証明交付願になりますけども、２件ありますので、１件目から説明をしていきます。申請人は（氏名）さん、長与町三根郷（地番)。申請地は三根郷（地番)、地目は畑、現況は宅地となっております。面積は１３８㎡。同じく（地番)、台帳は畑、現況は雑種地、面積は１，０１６㎡。同じく、(地番)、台帳は畑、現況は雑種地、面積は８４２㎡。以上の３筆になりますけれども、合計が１，９９６㎡。用途区域は都市計画区域外です。

説明を受けたい理由という所で少し詳しく説明いたします。過去の災害対策として、平成元年に〇〇川の河川復旧工事がありまして、その時に工事残土捨て場が無く、今申し上げた地番の土地を残土捨て場として利用をさせていただいたという経緯があったものですから、その土地に、今回申請が出されています。現地での聞き取り、確認をいたしましたが、相当な量の残土が捨ててあるようでした。農地に復元するには困難であると、委員さん方含めて現地において判断をしております。また、会社経営者の方のガレージが宅地と申請地にまたがって建っているような状況の場所もあります。その他は、雑種地と申し上げましたけれども、資材置き場となっていることも大きな理由の一つです。申請日は平成２７年３月３日、

確認日は平成２７年３月６日です。上記の通り、平成２７年３月３日申請、非農地証明交付願についての現地確認を行ったので、報告いたします。平成２７年３月２５日。農業委員、辻末男、同じく井上良信、同じく柳原厚志。以上の農業委員さんの代わりに代読しました。

土地の所在地を説明しますので、８ページをお開き下さい。長崎多良見線の〇〇交差点、〇〇方面に向かう所ですけれども、その信号機から〇つ目の道路から左に入りまして、川を渡って進みますと、紫色の道路、これは私道と思われますけども、その道路を少し進んで、左側に面した場所の、青色の２筆、赤色の１筆の斜線で塗ってある場所になります。途中（施設名）が近くに見える場所でもございます。そこを上って行った所が申請地ということでございます。以上です。よろしくお願いいたします。

議　長　　説明に対して、何か皆様方からお尋ねしたいことはありませんか。それから、立ち会いされた農業委員から何かあればよろしくお願いします。

２　番　　２番の辻です。証明を受けたい理由には記載されていませんでしたが、現地は小さな谷になっておりまして、図面でいいますと、右斜上が山林になっておりますが、元々その山林が水害で流されてですね、礫混じりの土が最初たくさん入っていたようです。それに手を付けきれずにいた所、証明を受けたい理由に書いてあるように、他の河川改修の残土を捨てさせてくださいというような行政からの要請で、これを許可したというような経過になっております。そういうことで、一部は水害後に、住宅設備の会社がこの下にあるのですが、そこが少し手狭になり、申請地も今まで借りて使用していたという状況です。以上です。

議　長　　委員さん方から、何かお聞きしたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　何も無かったら、次の報告をしていただきます。

事務局　　はい、９ページをご覧下さい。同じく２件目の非農地証明です。申請人は（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。申請地は、長与町岡郷（地番）、地目は畑、現況は山林です。面積は１，１０４㎡。同じく（地番）、台帳は畑、現況は山林です。面積は７７３㎡、合計で１，８７７㎡になります。用途区域は、都市計画区域外です。証明を受けたい理由といたしましては、これも記述の通りですが、大変急な傾斜地で、山林化しているためでございますが、現地に入るには大変危険な所でございまして、近くに私道が作られておりますので、そこまで行きまして、申請人から土地についての説明を受けております。申請日が平成２７年３月３日、

確認日が平成２７年３月６日です。平成２７年３月２５日、農業委員、入江武則、同じく浅井春千代、同じく柿本尚文、以上３名の委員さんの代読でございます。

土地の所在地を説明します。１０ページをお開きください。図面には説明で申しあげた私道がございません。国道２０７号線上の、岡郷の（施設名）、この二つ目の入り口、その先からすぐ二股になった道をすぐ下にコンクリート舗装された道が作ってありますが、そこを下まで下りた途中からということです。国道から見れば、直線距離は１００m程になるのではないかと思います。青色と、赤色の斜線で囲ってある２筆です。以上です。よろしくお願いします。

議　長　　只今説明が終わりましたが、地元委員さんから何かあったら、よろしくお願いします。

１４番　　１４番浅井です。ここは、〇〇バス停の辺りから、細い道が５００m程ありますけれども、水田の場合は、船を使わないと行けないような所です。昭和４０年来からずっと放置されていたということで、山林になっています。それで、農地としての扱いは出来ないのではないかと思いました。以上です。

議　長　　この件につきまして委員さん方から何か質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　議長を職務代理と交代します

職務代理　　はい。１番。

１　番　　私から地元委員さんに質問をします。今出ております農地は、その脇に新しくコンクリの道路が出来ている、そのそばですか。

１４番　　そうです、海岸の所です。水田がそこですね、その上の畑が（申請地番）として、その上にあるんですね。利用は無理だと思います。

１　番　　はい、わかりました。ありがとうございます。職務代理と、議長を交替します。

議　長　　他にありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　無かったら、報告の最後、行事報告を事務局からお願いします。

【この後、平成２７年３月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の議案の審議並びに報告事項は終了しました。以上を持ちまして、長与町農業委員会３月総会を閉会します。

【この後、以下の内容について説明が行われた】
【農業委員会委員活動について】
【ヴューテラス長与北陽台の概要について】